

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 六三五

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 六三五

道路の区域変更

(道路維持課) 六三六

道路の供用開始

(同) 六三七

### 公示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 六三七

## 告示

岐阜県告示第四百四十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社広沢石油店	広沢 清勝	各務原市那加西那加町五番地	平成二五・七・三一

岐阜県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇一の一九から二五〇一の二二まで
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
 三 解除の理由  
 指定理由の消滅

岐阜県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 関市洞戸小瀬見字尾洞二五〇一の二三から二五〇一の二五まで（以上三筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
 道路用地とするため

岐阜県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八の一〇（国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- 三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美岐山線	岐阜市則武字清水一八三六番五地先から同市同字孫九郎起一	後	二五・二 三五・三	四四・七	
			前	一五・五 一五・九	四四・七	

岐阜県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			後	ル	ル	
			前	ル	ル	

岐阜県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
国道	関坂 祝線	加茂郡坂祝町深萱字小島 六七六番一地从先から 同 郡同 町同 字西沖 九四五番一地从先まで	前 A 後 B	九〇・五 九〇・五 一〇〇・三 一〇〇・三	九〇・五 九〇・五 一〇〇・三 一〇〇・三	A 及び B 係図は、関係する敷地の表示をいづれに用いる。

岐阜県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
国道	坂加 祝線	加茂郡坂祝町黒岩字村前 四〇一番一地从先から 同 郡同 町同 字京田 一〇六五番一地从先まで	前 A 後 B	九一・七 九一・七 九六・六 九六・六	九一・七 九一・七 九六・六 九六・六	A 及び B 係図は、関係する敷地の表示をいづれに用いる。

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定又は 変更の告示 の年月日 ほか）
国道	美岐 山線	岐阜市則武字清水一八三六番 五地先から 同 市同 字孫九郎起一九番 九地先まで	四四・七	平成 二五・九二四	平成 二五・九二四

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
庄川上流地区	白川村役場	平成二五・九・二四から 同 二五・一〇・二三まで

平成二十五年九月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社